

社会福祉法人はるの里 2023年度 事業報告

基本理念 ～大切にしたいこと～

- ・ どんなに障害が重くても、社会の主人公として豊かに生きていくことや、そのための「力」を育むことを大切にします。
- ・ 障害のある仲間を人として尊重し、その人らしく当たり前地域で暮らしていけるよう力を尽くします。
- ・ 障害のある人もない人も、ともに安心して暮らしていける地域社会をめざします。

基本方針 ～めざしていくこと～

- ・ 障害のある仲間の願いを大切に、生きがいと喜びを実感できる日中活動を創り出していきます。
- ・ 障害のある仲間や家族の願いを真ん中に、法人役員、職員など関係者みんなの力を寄せ合い、願いの実現をめざしていきます。
- ・ はるの里や障害のある人たちのことを地域に発信し、理解と支援をひろげ、多くの方々につながっていきます。

1 社会福祉法人はるの里

① 法人経営の原則遵守

社会福祉法人はるの里定款第3条の「この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の経済的に困窮する者などを支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。」を2023年度の事業遂行する際に遵守する。

②法人の所在地

京都市西京区御陵谷町7-1

③法人役員

理事 6名
評議員 7名
監事 2名

2023年は、法人理念を継承発展させ、次世代を見据えた役員構成の構築を

役員改選時に行う。また、新たな事業展開にむけ法人の役割強化をしていく。

⇒理事及び理事長：理事 6 人全員留任。吉川理事長から中神理事長に交代

⇒監事：監事 2 名留任

⇒評議員：山下評議員が退任し、新たに山内評議員が就任

⇒評議員選任・解任委員会：3 名全員留任

④評議員会・理事会の開催

2023 年度の評議員会は、会計年度の終了後 3 カ月以内に決算および理事・監事の選出の評議委員会を開催するほか必要がある場合に開催する。理事会は、決算書類および事業報告作成時期、次年度予算及び事業計画承認に関わる開催のほか、理事の業務執行状況の報告や法人の業務執行に関わり必要に応じて開催する。

○第 1 回理事会 5 月 31 日 参集

(2022 年度年決算、監査報告・事業報告案、役員候補の提案、諸規定の改変、評議員会・評議員解任選任委員会の議題と開催方法など)

○評議員選任解任委員会 6 月 23 日 参集

(理事会で提案の新評議員の選定と解任)

○第 1 回評議委員会 6 月 26 日 参集

(2022 年度年決算・監査報告・事業報告案、などの承認、新理事の選任)

○第 2 回理事会 6 月 26 日 参集

(理事長互選)

○第 3 回理事会 3 月 22 日(拡大理事会) 参集

(2024 年度事業計画・予算など)

⑤法人事務局会議の開催

理事会・評議員会開催時の議題と提案の整理と日常的な運営を円滑に行うために定期的に、また必要に応じて開催する。理事長・副理事長・所長・副所長の 4 人とその都度、理事長が指名した法人役員または、職員により開催する。

法人事務局だよりを発行し、法人役員で情報共有をする。

・5 月 11 日

○理事会・評議員会開催について ○法人役員改選について

○仲間や家族・職員の状況 ○今後のコロナ対応 ○理事長決済の案件

○2022 年度事業報告(案)○2022 年度決算と内部監査報告 ○諸規定改変

・9月8日

○障害のある人をめぐる情勢 ○仲間や家族の状況 ○当面の職員体制(運転手・産休代替の確保 ○はるの里まつりの開催・中止の判断 ○40 周年関連行事
○新奇事業(見学も提案) ○最低賃金改変への対応 ○インボイス制度の対応
○BCP計画作成

・11月27日

○障害者福祉をめぐる動き ○仲間や家族の状況 ○職員に関すること
○法人と生活介護の今後 ○40周年記念事業について

・12月28日

○障害者福祉をめぐる動き ○仲間や家族の状況
○法人と生活介護の今後…40 周年記念のつどいでの発表事項確認
○当面する2024年度のはるの里 ○40 周年のつどいの進捗状況

・2月27日

○2023年度補正予算案 ○2024年度予算案 ○2024年度事業計画案
○2024年度の仲間や職員の状況 ○新規事業の具体化について ○BCP 計画

(法人事務局だより)

・7 月
・9 月
・1 月

⑥地域とともに歩む

- ・ 地域住民の福祉ニーズを把握し、地域住民対象の講座や相談活動、行事などを開催し、積極的に地域住民との交流をはかる。
 - ・ 具体的な計画として(コロナ収束が開催条件)西京社会保障推進協議会の「何でも相談会」で市民の困りごとの相談にのる。また、西京の食材支援プロジェクト秋のはるの里まつりで障害者問題の啓発や地域住民との交流を図る。
 - ・ コロナ禍での困りごとを相談や食材や日用品の支援する西京食材支援プロジェクト実行委員会に積極的にかかわっていく。
- ⇒西京食材支援プロジェクト実行委員会にわり、4 月・8 月・12 月・2 月の食材支援プロジェクトの宣伝・支援物資集め・当日のスタッフとしてかかわった。
- ⇒例年6月に実施していた西京区民対象の「何でも相談会」(西京社会保障推進協議会主催)は 8 月の食材支援の際に実施し、法人役員が相談員の役割を担った。
- ⇒今年度もコロナはじめウイルス感染のリスクからはるの里まつりを見合わせた。
- ⇒障害のある仲間たちが直接、地域の方々と交流する機会をもつことはできません

でしたが、年 2 回「はるの里通信」を発行し、障害福祉をめぐる状況や障害のある仲間や事業所の様子を松陽学区やつながりのある方に届けました。

⑦40 周年記念関連

・ 記念誌の発行と参集できる条件があれば記念レセプションを実施する。
⇒夏に「40周年記念誌」を発行し400人（団体含む）の方に届けることが出来た。

⇒また、1月23日に当初から規模は縮小したものの「40周年記念のつどい」を開催することが出来た。昨年の家族への暮らしのアンケートから見える家族依存と暮らしの支えの脆弱さ、記念誌作成を通じて歴史と今をもとに「暮らしを支える」新規事業の方向を構成員みんなで共有する機会となった。

生活介護事業所はるの里の運営

① 生活介護事業所の所在地

京都市西京区御陵谷町7-1

② 定員・現人数

定員20人（契約人数19人） 2023年 4/1（予定）

③職員体制

サービス提供職員配置（…常勤換算）

管理者1名（0.55人）サービス管理責任者1名（0.45人）医師1名（0.01人）

看護師1名（0.1人）生活支援員 12名（10.5人）運転手1名（0.6人）

事務1名（0.01人）

2023年 4/1 当初（予）

④ 事業開始年月日

2009年9月1日

⑤サービスの目的

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、排泄または食事の介護・創意的活動または生産活動の機会の提供その他の便宜を、利用者の意思及び人格を尊重し、適切かつ効果的におこなう。

⑥運営方針

関係法令を遵守し、他の社会資源との連携をはかり、利用者の意思および人

格を尊重した、ひとりひとりの状況に応じた適切かつ、きめ細かな生活介護サービスの提供をする。

(サービス提供時間)

毎月曜日から金曜日の午前9時30分より午後3時40分までとする。

(サービス内容)

①相談及び援助 ②介護 ③生産活動 ④社会経験を豊かにする活動 ⑤健康の維持・増進の活動 ⑥食事の維持と提供 ⑦創作活動 ⑧送迎サービス

⑦主な設備

作業場兼食堂 3 台所 2 トイレ 5 洗面所 3 お風呂 相談室
会議室 事務室

今年度の法人及び事業所の重点施策

① 人材確保と育成

- ・ 障害のある仲間の日中活動をより充実させること、新規事業展開をするために職員の人材確保と人材育成に力を入れていく。
- ・ 職員構成は、はるの里での経験年数が浅く、若い世代でとりわけ子育て中の職員が多いのが特徴となっている。若い世代、これからを担う管理的立場の職員がそれぞれの力を発揮できるよう力を育んでいく。そのために系統的な研修、実践に結びつく生きた学習を実施していく。
- ・ 所長・副所長・主任で構成する管理職とグループ長を加えた管理職集団がリーダーとなり、はるの里の実践・運営・運動が発展できるようにしていく。
- ・ 職員は各自が役割を持ち、企画立案、実行の中心となりその遂行を通じて成長していく。
- ・ 新規採用の職員を迎えた際は、新人職員育成計画にもとづき丁寧に育成の支援をすすめていく。
- ・ 職員の福祉の専門性の向上をはかるため、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の国家資格取得を支援していく。具体的には、有資格者からの試験対策アドバイス講座開催や資格取得のための受講料一部負担をおこなう。
- ・ 実務経験など研修条件を満たしている職員は、サービス管理責任者、相談支援専門員などの研修を受講していく。
- ・ 職員各々が生き生きと働き、将来にわたって働き続けることができるように、キャリアパスに沿って力をつけ、階層が上がっていけるよう実施していく。また、必要に応じてキャリアパスを見直しよりよいものに改善していく。
- ・ 働きやすい職場環境の整備をすすめていく。
⇒職員の処遇改善や人材確保および次世代育成を事業計画の重要施策にあげ

ていきました。職員の給与面での改善は基本給の1号俸昇給、パート職員は、昨年に引き続き京都府の最低賃金引き上げに合わせて引き上げています。また、処遇改善の制度も活用し、特別手当（ベースアップ加算＋特定加算）を支給し、働きやすい職場環境づくりに努力してきました。

⇒職員体制は1年間で3名の正規職員が産休・育休に入りました。これまでのはるの里とのつながりで2名のパート職員を迎え現場の体制を整え、全職員でカバーしあいました。また、1名パートから正規職員になり、常勤換算での職員数も安定しました。職員の安定により、昨年3つに増やした仲間の活動を継続することが出来ました。

②よりよい実践を創り出していく

- ・障害のある仲間や家族の願いを大切によりよい実践を創り出していく。
- ・日々の活動の基礎となる3つのグループ活動を仲間の願いにもとづき、仲間が主人公となるようすすめていく。
- ・コロナ感染の動向を鑑みて仲間の活動を少しずつ緩和（さらに発展させ）していく。楽しく充実した日中活動をすすめていく。
- ・コロナ収束後に外部との行事や宿泊を伴った取り組みを実施していくための準備を進める。
- ・仲間の高齢化や疾病等によるいのちや健康を守る実践をすすめていく
- ・仲間の願いに沿った個別支援計画作成と実現をしていく。

⇒5月の連休明けに国は、コロナを5類扱いに移行した。社会全体の活動はコロナ以前に戻りつつあるが、はるの里では仲間や家族のいのちを守ることを最優先にした活動を継続した。

⇒1年間を通じて仲間や職員、家族にコロナ患者は出たが、拡がることなく過ごすことができた。

⇒コロナ禍で見合わせていた、うたごえの取り組みをグループごとに再開した。ボーナス学習の外出や外食についても安心できる場所を選んでグループごとに実施することができた。

③新たな事業展開のかたちを描く。

- ・障害のある人たちが社会資源を活用しながらその人らしく地域で暮らしていく支援の構築をする計画相談、暮らしを支える事業の検討を施設長、副施設長を中心に検討をし、法人役員、利用者や家族、職員と情報共有および協議をしていく。

⇒2023年度の事業計画で新たな事業展開のかたちを描く年と位置付けました。「障害のある人たちが社会資源を活用しながらその人らしく地域で暮らしていく支援の

構築をする計画相談、暮らしを支える事業の検討を施設長、副施設長を中心に検討をし、法人役員、利用者や家族、職員と情報共有および協議をしていく。」と
しています。

⇒2023 年度に、じゅらく。アイアイハウス・ベテスダの家の 3 つの事業所見学と懇談
を管理職と理事長、副理事長とで実施した。学んだことを職員会議で情報共有し、
法人事務局で新規事業の方向付けをした。関係者へは 1 月 23 日の 40 周年記
念のつどいで「法人のこれから」をパワーポイントで参加者と共有し、まずはプロ
ジェクトチームを立ち上げること、実践の延長の宿泊の取り組みを再開するため
の場所や職員体制を整えていくことを確認した。

④働きやすい職場に

- ・職員体制が安定できるようにしていく。
- ・「ベープアップ加算」あらたに「特定処遇加算」を活用し、職員の賃金面での
処遇改善を実施する。
- ・就業規則や労基法にもとづいた働きやすい職場環境を整備する。
- ・アニバーサリー休暇はじめ、有休を全職員が均等に取得できるように働きか
けていく。
- ・職員の健康管理を充実させるために、健康診断の項目の拡充をすすめる。ま
たインフルエンザ予防接種の一部費用負担をおこなう。

⑤ 災害対策

- ・はるの里が開所している際に自然災害（台風、地震等）が起きた場合の具体
的な対応マニュアルを作成していく。災害対策の強化で食料や備品の整備と
ともに、災害と対応について学習をすすめていく。積極的に地域の避難訓練
に参加をしていく。

⇒BCP 計画の作成をし 3 月の予算理事会時に決定した。作成の過程で職員と災害
や感染症等から仲間のいのちを守り事業継続することを学び合った。

⑥ 40周年記念事業について

- ・2021 年度に職員が中心に事務局体制で準備してきた、記念誌・うた・記
念グッズのお披露目をする。
- ・コロナ収束後に、関係者が一堂に会する催しものをおこなう

⇒前述の通り

2023年～2025年（新）

3年間計画

1981年に、京都第一共同作業所「はるの里教室」として2名の障害のある仲間から出発をし、40年目を迎えます。2001年に社会福祉法人設立、2009年の生活介護事業に移行、2014年に土地取得と建物建設で現在の場所に全面移転をしました。「どんなに障害が重くても、社会の主人公として豊かに生きていくことや、そのための「力」を育むことを大切に」「障害のある仲間を人として尊重し、その人らしく当たり前地域で暮らしていけるよう力を尽くします」「障害のある人もない人も、ともに安心して暮らしていける地域社会をめざします」という法人理念を具体化するために、3カ年計画を作成します。

仲間を中心とした実践

- ・ 仲間の願いにもとづいた豊かな日中活動の実践を創り出していきます。
- ・ 仲間の高齢化、重度化していく仲間たちへの対応ができるように、法人内で検討をすすめ、かたちにしていきます。また、職員は専門的な力をつけるために研修を受けていきます。
- ・ 暮らしを支えるショートステイ、グループホームの実施にむけて本格的な計画をすすめます。

運営

- ・ 豊かな実践と職員の労働条件を改善するために、職員体制を安定させます。
- ・ 次世代を担う職員の人材育成をすすめます。
- ・ 全般的な職員の処遇改善をすすめ、将来にわたって働きやすい職場環境を整えます。
- ・ 法人として、地域住民の福祉ニーズを把握し、地域住民対象の講座や相談活動、行事などを開催し、積極的に地域住民との交流をはかります。

運動

- ・ 地域福祉向上をともにすすめる団体や個人と連携し、障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりをすすめます。
- ・ 保護者会や後援会、実行委員会が主催する「はるの里まつり」の機会に、法人・事業所として、はるの里や障害のある人のことを知っていただく企画を同時に開催していきます。